

# 退職者代より



## 目 次

- |                          |   |                                |    |
|--------------------------|---|--------------------------------|----|
| ● 理事長あいさつ……………           | 1 | ● 必要な届出は忘れずに……………              | 10 |
| ● 年金の改定について……………         | 2 | ● 地方公務員共済組合の宿泊施設……………          | 12 |
| ● 離婚時の年金分割について……………      | 4 | ● 年金カレンダー（共済年金）……………           | 17 |
| ● 雇用保険との併給調整について……………    | 5 | ● 年金カレンダー（退隠料・互助年金）……………       | 18 |
| ● 現況届の提出が不要となっております…………… | 5 | ● 個人情報保護に関する基本方針……………          | 19 |
| ● 加給年金額について……………         | 6 | ● 〈健康豆知識〉家計にやさしいジェネリック医薬品…………… | 20 |
| ● 再就職による年金の支給停止について…………… | 8 |                                |    |



# 理事長あいさつ

理事長 村上 龍一

初夏の候、皆様にはご家族ともどもますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から共済組合の事務事業に格別のご理解を賜わり、心から厚くお礼申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年12月の発足以来、今日まで幾多の制度改正を経て、地方公務員とその家族の生活の安定や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

わが国では、社会の少子・高齢化がますます進んでおり、高齢期における生活設計の柱である公的年金制度の長期的な安定を図ることが重要な課題となっております。

このような中、平成22年3月に、新しい年金制度について検討することを目的として、内閣総理大臣を議長とする「新年金制度に関する検討会」が設置され、同年6月には新年金制度の基本原則等を含む「新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）」が公表されたところです。その基本原則として、全国民が同じ一つの年金制度に加入する「年金一元化の原則」等が示され、今後、国民的な議論を行いながら新しい年金制度の検討を進めていくこととされています。

今後、年金制度全体、とりわけ地方公務員の共済年金制度は大きく変化していくことが予想されますが、国の動向も含め、情報の収集に努めるとともに、共済年金制度が退職後の暮らしを支える役割を果たせるよう、事業運営に全力を尽くしてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 年金の改定について

## 年金額が0.4%引き下げられます

平成23年度の共済年金の改定は、平成22年平均の物価水準が直近の年金額改定の基となる平成17年の物価水準と比較して0.4%下回ったため、平成23年度の年金額は0.4%引き下げられることとなりました。

この改定により6月支給期（平成23年4月・5月分）からは改定後の年金額で支払われることとなります。

また、退隠料（通算退職年金・通算遺族年金を除く）、互助年金及び恩給の年金額については、大阪市条例に基づき恩給法に規定する恩給年額の改定により改定することとなっており、平成23年度につきましては据え置かれます。

### （共済年金の改定のしくみ）

平成16年度以前の共済年金の改定は、毎年の物価の変動に応じて行われてきました。（ただし、平成12～14年度は減額するところ特例的に据え置かれてきました。）

平成16年10月の法改正により、この据え置いた年金額を減額させ賃金や物価の変動等に応じて年金を改定することを「本来水準」、特例措置として据え置いた年金水準を「特例水準」とし、本来水準の額が特例水準を上回るまでは、特例水準の額を支給することとされました。

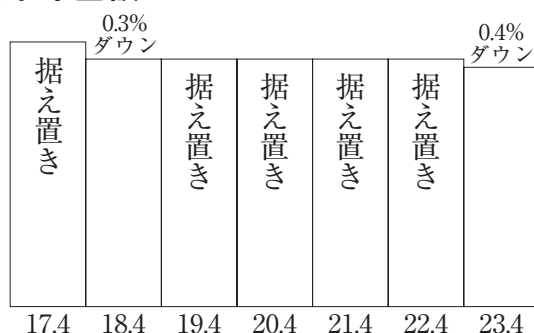
現在は、特例水準の額が本来水準を上回っているため、特例水準の額が支給されています。ただし、直近の減額改定となった年の前年の物価水準と比較し、物価水準が下回った場合のみ、下回った分を特例水準の年金額から引き下げることとなっています。

## 1. 新共済法による年金額の改定

### (1) 基本年金額の改定

新共済法による年金額については、平成23年4月分以後定額部分、厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の額等に改定率0.981（現行0.985）を乗じることにより改定されます。

#### 基本年金額



## (2) 加給年金額等の引き下げ

退職共済年金等に加算される加給年金額等については、表－1のとおり引き下げられます。

表－1

		現 行	23年4月より
配偶者加給年金		227,900円	227,000円
※特別加算	昭9.4.2～昭15.4.1	33,600円	33,500円
	昭15.4.2～昭16.4.1	67,300円	67,000円
	昭16.4.2～昭17.4.1	101,000円	100,600円
	昭17.4.2～昭18.4.1	134,600円	134,000円
	昭18.4.2～	168,100円	167,500円
子の加給年金 (2人まで1人につき)		227,900円	227,000円
子の加給年金 (3人目以上1人につき)		75,900円	75,600円
中高齢寡婦加算		594,200円	591,700円

※退職共済年金を受ける方が表の左欄の生年月日であるときは、右欄の額が配偶者加給年金額に加算されます。

## (3) 最低保障額の引き下げ

改定計算後の年金額が表－2の最低保障額より少ない場合は、表中の額が改定年金額となります。

表－2

		現 行	23年4月より
障害基礎年金が支給されない障害共済年金の厚生年金相当部分の最低保障額		594,200円	591,700円
公 務 等 障害共済年金	1級	4,212,500円	4,195,300円
	2級	2,601,800円	2,591,200円
	3級	2,354,100円	2,344,500円
公務等遺族共済年金		1,053,100円	1,048,800円

## (4) みなし年金額の改定

みなし年金額（昭和61年改正前の制度で算定した年金額）で年金額が決定されている場合は、新共済法の年金額が改定され、みなし年金額を超えるまでは年金額の改定はありません。

## 2. 裁定替方式による年金額の改定

### (1) 基本年金額の改定

裁定替方式による年金額については、平成23年4月分以後定額部分及び給料比例部分の額に改定率0.981（現行0.985）を乗じることにより改定されます。

## (2) 最低保障額の引き下げ

改定計算後の年金額が表－3の最低保障額より少ない場合は、表中の額が改定年金額となります。

## (3) 従前額保障の年金額改定

昭和61年4月1日現在において裁定替えされた後の額が、昭和61年3月31日現在の年金額より少ない場合は、その年金額が保障されています。(従前額保障)

この従前額保障の額で年金額が決定されている場合は、裁定替方式による年金額が改定され、従前額保障の額を超えるまでは年金額の改定はありません。

表－3

種 別		現 行	23年4月より	
退 職 年 金		1,068,300円	1,064,000円	
遺族年金	公 務 外	792,100円	788,900円	
	公 務 上 (遺族加算を含む)	1,845,200円	1,837,700円	
障害年金	公務外	1級	1,307,000円	1,301,700円
		2級	1,068,300円	1,064,000円
		3級	792,100円	788,900円
	公務上	1級	5,202,700円	5,181,500円
		2級	3,393,900円	3,380,100円
		3級	2,354,100円	2,344,500円

# 離婚時の年金分割について

平成19年4月以後に離婚した場合は、その婚姻期間中の「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を、当事者間の合意又は裁判手続きにより按分割合を定めたとき、分割することができます。また、平成20年4月以後に離婚した場合において、平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者期間がある場合は、その期間にかかる按分割合は必ず2分の1となります。

- ※ 年金分割は、原則として離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。
- ※ 退職共済年金を受給するためには、分割を受けた方の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。
- ※ 分割を受けても、分割を受けた方が1年以上公務員としてお勤めになられたことがない場合（共済組合の組合員期間が1年以上ない場合）、退職共済年金の実際の支給開始は65歳からです。

# 雇用保険との併給調整について

雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の一部が支給停止となります。（退職共済年金を受給している65歳未満の方が対象となります。）

## 支給停止される期間

公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込をした月の翌月から、基本手当の受給が終了するまでの期間です。（基本手当を1日も受給していない月はその月分の年金が支給されます。）

失業給付の「基本手当」を1日でも受給されますと、職域年金相当部分を除く年金が停止となります。その結果、基本手当よりも年金の停止額が大きくなることがありますので、請求される時はくれぐれもご注意ください。

☆ 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をされる際は、必ず共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。）

## 現況届の提出が不要となっております（一部を除く）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、現況の確認を行えるようになったため、平成15年度以降につきましては、現況届の提出が不要となっております。（共済組合における住民基本台帳ネットワークシステムの利用につきましては、法律で定められた事務に限定されており、個人情報保護には、万全を期しております。）

ただし、次に該当する年金受給者の方につきましては、引き続き、現況届等を送付いたしますのでご提出ください。

- ① 加給年金額が加算されている方
- ② 住民基本台帳ネットワークシステムで現況が確認できない方  
（戸籍抄本等の提出が必要な場合があります）
  - ☆ 送付時期については1月下旬の予定です。
  - ☆ 退隠科等を受給されている方は、引き続き、受給権調査届の提出が必要です。

# 加給年金額について

昭和61年4月1日以降に受給権が発生した年金を受給されている方のうち、組合員期間が20年以上である方が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時<sup>(注1)</sup>、その方によって生計を維持されていた<sup>(注2)</sup>次の①及び②に該当する方があるときは、加給年金額が加算されます。また、障害共済年金においては、障害等級が1級または2級の方で、①に該当する方があるときに加給年金額が加算されます。

① **65歳未満の配偶者**

- ② {
- ・ 18歳未満の子(18歳に達する日から最初の3月31日までの間についても該当します)
  - ・ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子

(注1) 昭和16年4月2日以降に生まれた方につきましては、満額支給開始年齢に達した当時となります。

生 年 月 日	満額支給開始年齢
昭和16. 4. 2～18. 4. 1	61歳
昭和18. 4. 2～20. 4. 1	62歳
昭和20. 4. 2～22. 4. 1	63歳
昭和22. 4. 2～24. 4. 1	64歳
昭和24. 4. 2～	65歳

※消防司令以下の消防職員の場合は6年遅れのスケジュールとなります。

なお、満額支給開始年齢に到達する日の属する月が偶数月の場合にはその前々月に、奇数月の場合には前月に共済組合より加給年金額対象者について調査票を送付いたします。

また、障害等級3級以上の障害の状態にある方または組合員期間が44年以上ある方につきましては、支給開始年齢の特例があるため、加給年金額の加算年齢が異なります。

(注2) 「生計を維持されていた方」とは、原則として同居し、恒常的な収入が(給与収入の場合)年額850万円未満である方をいいます。

## 加給年金額の停止と消滅 ～届出が必要です～

### 停止になる場合

- ① 配偶者が、次のいずれかの年金を受けるようになったとき

年金制度	年金の種類	備 考
国民年金	障害基礎年金	
厚生年金	老齢厚生年金	①加入月数が <b>240月（20年）以上</b> のもの。 ②加入月数が <b>180月（15年）以上240月（20年）未満</b> で、 特例により240月（20年）とみなされるもの。 ※ <b>下記参照</b>
	障害厚生年金	
共済年金	退職共済年金	加入月数が <b>240月（20年）以上</b> のもの。
	障害共済年金	

◎ ただし、配偶者の年金が全額支給停止となっているときは、加給年金は支給停止になりません。配偶者の年金が支給開始（一部支給を含みます）されたときは、年金の支給開始時期から加給年金が支給停止となりますので、届出が必要です。

※ 老齢厚生年金につきましては、昭和26年4月1日以前生まれで、**加入月数が180月（15年）以上240月（20年）未満**の方は、特例により240月（20年）とみなされる制度があります。特例により240月とみなされるときは、加給年金が支給停止になります。  
特例により240月とみなされているか不明な場合は、共済組合までご連絡ください。

- ② 受給者本人の老齢厚生年金に加給年金が加算されるとき

### 消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が年額850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき（生計を別にしたときを含む）
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

☆ 加給年金額対象者が上記のいずれかに該当したときは、すみやかに共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。）



# 再就職による年金の支給停止について

## ●所得による制限●

退職や障害を給付事由とする年金を受給されている方が再就職により「厚生年金保険の被保険者」等になった場合には、次の計算方法により年金の支給が停止されます。

※ 「厚生年金保険の被保険者」等とは次の方をいいます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者を除く。）
- (2) 私学共済制度の加入者
- (3) 国会議員または地方公共団体の議会の議員
- (4) 70歳以上の方で、民間企業（厚生年金適用事業所）等にお勤めの方（昭和12年4月1日以前生まれの方を除く。）

※ 私学共済制度の加入者、もしくは国会議員または地方公共団体の議会の議員となられた場合には必ず当共済組合までご連絡ください。

※ 国または地方公共団体の職員として再就職し、共済組合員となった場合、下記の計算とは別の方法により年金の支給が停止されますので、必ず当共済組合までご連絡ください。

## 支給停止額の計算方法 ～支給停止の基準額が46万円に引き下げられます～

基準収入月額相当額<sup>(注1)</sup>と共済年金（職域年金相当部分及び加給年金額を除く）の月額合計額が46万円<sup>(注2)</sup>に達するまでは、満額の年金が支給され、これを超えるときは、その超過分の $1/2$ の年金額が停止されます。

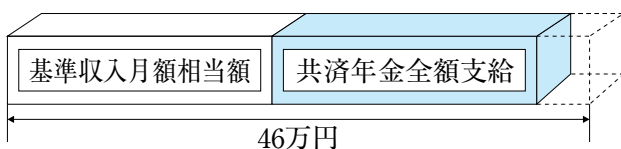
◎ 支給停止額＝（基準収入月額相当額<sup>(注1)</sup>＋共済年金の年額 $\div 12$ －46万円<sup>(注2)</sup>） $\times \frac{1}{2} \times 12$

(注1) 基準収入月額相当額…他の年金制度等に加入している月の前月における\*標準報酬月額（上限：62万円）＋その月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等（各月の上限：150万円）の総額 $\div 12$

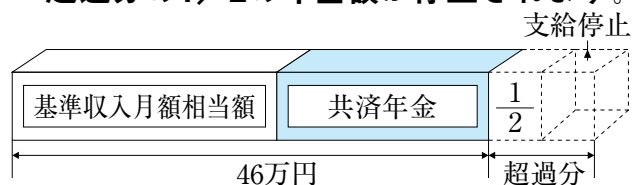
\*標準報酬月額…本給と諸手当の合計額に基づき、「標準報酬月額表」の区分によって定められています。

(注2) 46万円……………平成23年度における金額で、毎年度賃金変動等により改定される場合があります。

◎合計額が46万円に達するまでは、  
満額の年金が支給されます。



◎合計額が46万円を超える場合は、  
超過分の $1/2$ の年金額が停止されます。



## 所得による制限における過払い防止について

8月支給期における7月分の支給停止額は、6月の標準報酬月額と前月以前1年間（前年の7月から当年の6月まで）の賞与額に基づき計算しておりますが、日本年金機構からのデータ提供の日程上、当年6月の賞与額が反映されない場合があります。この場合、7月分の支給停止額は正しく計算されず、過払いが発生し、10月支給期以降にてご精算いただくこととなります。

これを解消するため、7月分の支給停止額を計算する際、当年6月の賞与額が反映されていない場合は、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いることとしています。（翌支給期以降は、日本年金機構からのデータ提供に基づいて、前月以前1年間までの賞与額を用いて再計算を行います。）

【例】平成23年8月支給期において、平成23年6月に支給された賞与額30万円が反映されていない場合

年 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賞与額			30万						30万						30万 未反映		
8月 支給期	6月分		←													→	
	7月分		←														→※

### ※の計算方法による標準賞与額の取り方

- 平成23年6月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額  
平成22年6月～平成23年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万（従来の方で計算）
- 平成23年7月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額  
平成22年6月～平成23年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万

※平成22年7月～平成23年6月までの1年間に支給された賞与額を使用した場合、平成23年6月に支給された賞与30万円が反映されていないため、年金の過払いが発生することとなります。

ただし、実際に6月に賞与の支給が無かった場合であっても、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いて計算しますので、支給不足となる場合もあります。この場合は、10月支給期以降にてご精算させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、このような状況は、12月の賞与支給時においても、同様に発生することが予想されます。

# 必要な届出は忘れずに

次のような変更が生じたときは、共済組合までご連絡ください。  
ご連絡の際には、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

## 1 年金の振込口座を変更するとき

「支払金融機関変更届」に新口座を記入し、金融機関の証明を受けて提出していただくこととなります。（金融機関証明のかわりに預金通帳の写しを添付していただいても結構です。）

（注）口座を変更するには処理に2カ月程かかりますので、従前の口座は新口座に年金の振込があるまで解約しないでください。

## 2 転居したときや住居表示が変更になったとき

新住所地の市区町村で転入届の手続き後に「住所変更届」を提出してください。記載内容に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人情報の確認を行いますが、確認できない場合は別途住民票の提出を求める場合があります。

住居表示が変更となった場合も「住所変更届」の提出が必要です。

（注）住所を変更するには処理に2カ月程かかりますので、転居前の住所地の郵便局に郵便物転送の届出をしておいてください。

## 3 姓名を変更するとき

「年金証書再交付申請書」に改姓後の戸籍抄本、改姓の手続きが完了した年金振込口座の預金通帳の写し、年金証書を添えて提出していただくこととなります。

## 4 死亡したとき

年金を受ける資格がなくなります。届出が遅くなると、すでにお支払いした年金を遡ってご返還いただく場合がありますので、すみやかにご連絡ください。

## 5 再就職したとき（8ページ参照）

次のいずれかに該当した場合は、「年金受給権者再就職届書」に再就職年月日等を記入し、提出していただくこととなります。

- ・私学共済制度に加入した場合
- ・国会議員または地方公共団体の議会の議員になった場合
- ・国または地方公共団体の職員として再就職し、共済組合員となった場合

## 6 再就職先を退職したとき

(所得による制限により年金の一部が支給停止となっている方のみ)

「年金の所得による制限に関する退職届」に退職年月日等を記入し、退職された時の辞令、離職票、その他退職したことが分かる書類のいずれかの写しを一部添えて提出していただくこととなります。

## 7 雇用保険法による失業給付を受給するとき (5 ページ参照)

「退職共済年金支給停止事由該当届」に必要事項を記入し、雇用保険受給資格者証の写しを添えて提出していただくこととなります。

※退職共済年金を受給している65歳未満の方に限ります。

## 8 加給年金額対象者に異動があったとき (7 ページ参照)

「加給年金支給停止届」又は「加給年金消滅届」に停止・消滅事由を記入し、停止の場合は停止事由に該当する年金証書の写しを、消滅の場合には消滅事由に該当した年月日を証する書面(戸籍抄本等)を添えて提出していただくこととなります。

◎ この他にも、2つ以上の年金を受けるようになったときなど手続きが必要となる場合がありますので、何らかの異動が生じたときは必ず共済組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、これらの各種手続きに関する届出用紙は共済組合にあります。

なお、「住所変更届」については、下記の「年金受給権者 住所変更届」をご提出ください。

### 年金受給権者 住所変更届

※組合処理欄		

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

平成 年 月 日

届出者 (年金受給者)	年金証書 記号番号	フリガナ	
	連絡先	氏名	
新住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
	フリガナ		
	住所		

☆新住所地の市区町村で転入届の手続き後に提出してください。

☆記載内容に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人情報の確認を行いますが、確認できない場合は、別途住民票等の提出を求める場合があります。

# 地方公務員共済組合の宿泊施設

## 1 宿泊施設の相互利用

地方公務員等の共済組合は、各組合が保有する宿泊施設について、組合員本人、家族（被扶養者）及び年金受給権者が相互に利用できる協定を結んでいます。

## 2 利用方法

施設を利用される場合、組合員は「組合員証（写しでも可）」、家族（被扶養者）は「組合員被扶養者証（写しでも可）」、年金受給権者は「年金証書（写しでも可）」を施設のフロントにご提示ください。

なお、施設の利用に際しては、当該施設へ直接、利用料金や休館日等の確認をしてください。

## 3 運営する共済組合の略号

市……市町村職員共済組合	都……都市職員共済組合
地……地方職員共済組合	公……公立学校共済組合
警……警察共済組合	東……東京都職員共済組合
名……名古屋市職員共済組合	国……国家公務員共済組合

## 4 施設一覧

施設名	所在地	予約電話	区分
<b>北海道</b>			
ホテルエルム札幌	札幌市中央区北1条西7-6	011-231-1361	警 市 都 公 市 国 国
ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6-2	011-241-9111	
ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1	011-512-4433	
ホテルライフオート札幌	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211	
溪流荘	札幌市南区定山溪温泉西2	011-598-2721	
KKRかわゆ	川上郡弟子屈町川湯温泉1-2-15	015-483-2643	
KKRホテル札幌	札幌市中央区北4条西5-1	011-231-6711	
KKRはこだて	函館市湯川町2-8-14	0138-57-8484	
<b>青森</b>			
帰帆荘	青森市大字浅虫字蛸谷85	017-752-2017	公 地 市
ラ・プラス青い森	青森市中央1-11-18	017-734-4371	
アップルパレス青森	青森市本町5-1-5	017-723-5600	
<b>岩手</b>			
清温荘	盛岡市繁字湯の館33	019-689-2321	地 公 地
サンセール盛岡	盛岡市志家町1-10	019-651-3322	
エスポワールいわて	盛岡市中央通1-1-38	019-623-6251	
<b>宮城</b>			
ホテル白萩	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411	公 警 公 市 国
パレス宮城野	仙台市青葉区上杉3-3-1	022-265-2223	
玉造荘	大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330	
パレス松洲	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106	
KKRホテル仙台	仙台市青葉区錦町1-8-17	022-225-5201	
<b>秋田</b>			
ルポールみずほ	秋田市山王4-2-12	018-862-2433	地 警 市 市
ふきみ会館	秋田市山王5-9-6	018-863-8880	
五輪荘	大館市軽井沢字五輪岱65	0186-52-2142	
レークサイド山の家	鹿角郡小坂町十和田湖字銀山1-7	0176-75-2552	

施設名	所在地	予約電話	区分
<b>山形</b>			
あこや会館	山形市松波2-8-1	023-642-1358	地 市 警 市 国
うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	
パラシオもがみ	天童市鎌田2-1-19	023-654-0906	
むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	
KKR蔵王白銀荘	山形市蔵王温泉904-8	023-694-9187	
<b>福島</b>			
杉妻会館	福島市杉妻町3-45	024-523-5161	地 市 地 公
ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	
みちのく荘	福島市飯坂町字小滝5-2	024-542-4271	
あづま荘	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381	
<b>茨城</b>			
ホテルレイクビュー水戸	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727	公 地 市 警
オーシャンビュー大洗	東茨城郡大洗町東光台8234-1	029-267-0488	
大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	
シーサイドはまざく	東茨城郡大洗町大貫64-80	029-267-2949	
<b>栃木</b>			
ニューみくら	宇都宮市昭和1-3-6	028-622-1093	地 公 市 市 東 国
ホテルたかはら	日光市鬼怒川温泉大原字松原1421-1	0288-77-1227	
ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	
那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	
ブランヴェール那須	那須郡那須町湯本206	0287-76-6200	
KKR日光ひぐらし荘	栃木県日光市安川町6-40	0288-54-0182	
<b>群馬</b>			
上毛会館	前橋市岩神町3-23-6	027-234-1411	公 市 警 公 国
アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300	
凌雲閣	渋川市伊香保町10	0279-72-2254	
去来荘	利根郡みなかみ町湯原684	0278-72-6311	
KKR水上水明荘	利根郡みなかみ町大穴859	0278-72-2345	
<b>埼玉</b>			
別所沼会館	さいたま市南区别所4-14-10	048-861-5219	地 警 公
プリムローズ有朋	さいたま市浦和区高砂4-10-15	048-861-4122	
ホテルブリランテ武蔵野	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555	
<b>千葉</b>			
プラザ菜の花	千葉市中央区長洲1-8-1	043-222-8271	地 公 市 警 市
ホテルポートプラザちば	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211	
オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	
ヴェルシオーネ若潮	千葉市美浜区高洲3-8-5	043-279-1313	
黒潮荘	鴨川市貝渚2565	0470-92-2205	
<b>東京</b>			
ルポール麹町	千代田区平河町2-4-3	03-3265-5361	地 市 警 東 公 市 国 国
東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4630	
グランドアーク半蔵門	千代田区隼町1-1	03-3288-0111	
アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	
ホテルフロラシオン青山	港区南青山4-17-58	03-3403-1541	
ザ・クレストホテル立川	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	
KKRホテル東京	千代田区大手町1-4-1	03-3287-2921	
KKRホテル中目黒	目黒区東山1-27-15	03-3713-8131	
<b>神奈川</b>			
ひめしゃら	足柄下郡箱根町仙石原1245	0460-84-7100	公 東 市 国
箱根路開雲	足柄下郡箱根町湯本521-4	0460-85-6678	
湯河原温泉 ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281	0465-63-0121	
KKRポートヒル横浜	横浜市中区山手町115 港の見える丘公園	045-621-9684	


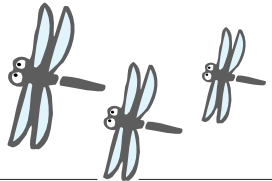
施設名	所在地	予約電話	区分
KKR逗子松汀園	逗子市新宿3-2-26	046-871-2042	国
KKR鎌倉わかみや	鎌倉市由比ガ浜4-6-13	0467-25-4321	国
KKR江ノ島ニュー向洋	藤沢市片瀬海岸1-7-23	0466-23-7710	国
KKR箱根青風荘	足柄下郡箱根町湯本茶屋185	0460-85-5124	国
KKR宮の下	足柄下郡箱根町木賀1014	0460-87-2350	国
<b>山梨</b>			
富士桜荘	南都留郡富士河口湖町船津6662-10	0555-73-1231	地
ホテルやまなみ	笛吹市石和町松本字堀越222-4	055-262-5522	市
KKR甲府ニュー芙蓉	甲府市塩部3-6-10	055-252-1327	国
<b>新潟</b>			
新潟会館	新潟市中央区幸西3-3-1	025-247-9307	公
瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291	市
アクアレー長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656	市
KKR湯沢ゆきぐに	南魚沼郡湯沢町湯沢2574	025-784-3424	国
KKR妙高高原白樺荘	妙高市関川2275	0255-86-2113	国
<b>富山</b>			
パレプラン高志会館	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255	公
グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716	市
立山高原ホテル	中部山岳国立公園立山天狗平	076-465-3001	公
KKR富山銀嶺	富山市奥田新町5-8	076-432-7701	国
<b>石川</b>			
ほくりく荘	加賀市山中温泉菅谷町口113-2	0761-78-2418	地
フローイント和倉	七尾市和倉町ル部2-2	0767-62-2164	市
おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831	市
加賀白山荘	能美市緑が丘5-29	0761-51-4515	警
KKRホテル金沢	金沢市大手町2-32	076-264-3261	国
<b>福井</b>			
葵会館	福井市宝永3-8-1	0776-25-2228	警
芦泉荘	あわら市堀江十楽1-10	0776-77-3200	公
水仙荘	丹生郡越前町岬平	0778-37-1585	地
越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151	市
<b>長野</b>			
ホテル信濃路	長野市岡田町131-4	026-226-5212	公
サンパルテ山王	長野市岡田町30-20	026-228-3011	市
名月荘	千曲市大字磯部1144-4	026-275-1309	地
みやま荘	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547	公
湖泉荘	諏訪市湖岸通り1-13-8	0266-53-6611	市
湖山荘	諏訪市湖岸通り2-4-28	0266-52-2163	地
湯香里荘	下高井郡山ノ内町佐野2592	0269-33-2222	市
KKR諏訪湖荘	諏訪市湖岸通り5-7-7	0266-58-1259	国
<b>岐阜</b>			
ホテルグランヴェール岐山	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111	公
紫雲荘	下呂市湯乃島692-23	0576-25-2101	市
KKR平湯たから荘	高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12	0578-89-2626	国
KKR下呂しらさぎ	下呂市森1209	0576-25-5505	国
<b>静岡</b>			
ホテル伊豆高原	伊東市池893-176	0557-53-1155	公
ホテル弥生	熱海市春日町8-24	0557-82-5321	警
シーサイドいづたが	熱海市上多賀12	0557-67-2671	市
KKRホテル熱海	熱海市春日町7-39	0557-85-2000	国
KKR稲取	賀茂郡東伊豆町稲取1957-1	0557-95-2577	国
KKR伊豆長岡千歳荘	伊豆の国市古奈82	055-948-0010	国
KKR沼津はまゆう	沼津市志下192	055-931-0592	国

施設名	所在地	予約電話	区分
<b>愛知</b>			
アイリス愛知	名古屋市中区丸の内2-5-10	052-223-3751	地 公 地 公 市 都 国
ホテルルブラ玉山	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151	
サンヒルズ三河湾	蒲郡市三谷町南山1-76	0533-68-4696	
蒲郡荘	蒲郡市港町21-4	0533-68-2188	
レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811	
シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151	
KKRホテル名古屋	名古屋市中区三の丸1-5-1	052-201-3326	
<b>三重</b>			
プラザ洞津	津市新町1-6-28	059-227-3291	公 地 市 国
神湯館	津市榊原町5079	059-252-0001	
サンベルラ志摩	志摩市磯部町的矢314	0599-57-2130	
KKR鳥羽いそぶえ荘	鳥羽市安楽島町1075	0599-25-3226	
<b>滋賀</b>			
ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333	地 市 国
憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345	
KKRホテルびわこ	大津市下阪本1-1-1	077-578-2020	
<b>京都</b>			
花のいえ	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545	公 地 公 市 公 国
御所西 京都平安ホテル	京都市上京区烏丸通上長者町上ル	075-432-6181	
ホテルルビノ京都堀川	京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7	075-432-6161	
ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777	
うらしま荘	宮津市字島崎小字川跡2039-8	0772-22-4224	
KKR京都くに荘	京都市上京区河原町通荒神口上る東入東桜町27-3	075-222-0092	
<b>大阪</b>			
以和貴荘	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6910-6611	地 警 市 公 国
プリムローズ大阪	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6941-1231	
シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702	
ホテルアウィーナ大阪	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441	
KKRホテル梅田	大阪市北区堂山町4-1	06-6362-6800	
KKRホテル大阪	大阪市中央区馬場町2-24	06-6941-1122	
<b>兵庫</b>			
瑞宝園	神戸市北区有馬町1751	078-903-3800	地 警 市 公 市 国
パレス神戸	神戸市中央区下山手通5-1-16	078-371-7800	
ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通り4-17-13	078-222-2600	
六甲荘	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451	
ゆめ春來	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211	
KKR城崎玄武	豊岡市城崎町湯島75	0796-32-2631	
<b>奈良</b>			
猿沢荘	奈良市池之町3	0742-22-5175	地 公 国
春日野荘	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021	
KKR奈良みかさ荘	奈良市高畑大道町1224	0742-22-5582	
<b>和歌山</b>			
ホテルアバローム紀の国	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200	公 公 国
サンかつうら	東牟婁郡那智勝浦町天満803-3	0735-52-4750	
KKR白浜美浜荘	西牟婁郡白浜町1564-2	0739-42-3383	
<b>鳥取</b>			
ホープスターとっとり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311	市 公 市 市
白兔会館	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021	
弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476	
溪泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828	
<b>島根</b>			
ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16	0852-25-1155	地 市
ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195	



施設名	所在地	予約電話	区分
サンラポーむらくも	松江市殿町369	0852-21-2670	公
岡山			
三光荘	岡山市中区古京町1-7-36	086-272-2271	地
サン・ピーチOKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631	市
ピュアリティまきび	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511	公
広島			
鯉城会館	広島市中区大手町1-5-3	082-245-2322	地
KKRホテル広島	広島市中区東白島町19-65	082-221-3736	国
山口			
防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	市
翠山荘	山口市湯田温泉3-1-1	083-922-3838	地
セントコア山口	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811	公
KKR山口あさくら	山口市神田町2-18	083-922-3268	国
徳島			
ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	市
香川			
ルポール讃岐	高松市中野町23-23	087-831-3330	地
ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	市
愛媛			
えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	市
にぎたつ会館	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939	公
KKR道後ゆづき	松山市岩崎町1-7-37	089-941-2934	国
高知			
さんご荘	高知市鷹匠町2-5-4	088-823-6221	警
高知共済会館	高知市本町5-3-20	088-823-3211	市
高知会館	高知市本町5-6-42	088-823-7123	公
福岡			
福岡リーセントホテル	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741	公
ホテルレガロ福岡	福岡市博多区千代1-20-31	092-651-7611	地
博多サンヒルズホテル	福岡市博多区吉塚本町13-55	092-631-3331	警
小倉リーセントホテル	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673	公
KKRホテル博多	福岡市中央区薬院4-21-1	092-521-1361	国
佐賀			
若楠会館	佐賀市城内1-3-13	0952-29-2233	地
グランデはがくれ	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212	公
長崎			
ホテルセントヒル長崎	長崎市筑後町4-10	095-822-2251	公
白雲荘	雲仙市小浜町北本町940	0957-74-2251	地
KKR雲仙山荘	雲仙市小浜町雲仙480-1	0957-73-3225	国
熊本			
水前寺共済会館	熊本市水前寺1-33-18	096-383-1281	公
KKRホテル熊本	熊本市千葉城町3-31	096-355-0121	国
宮崎			
ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	市
大分			
つるみ荘	別府市田ノ湯町13-13	0977-21-0101	地
豊泉荘	別府市青山町5-73	0977-23-4281	公
鹿児島			
ホテルウェルビューかごしま	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838	公
マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	市
KKR鹿児島敬天閣	鹿児島市城山町5-24	099-225-2505	国
沖縄			
サザンプラザ海邦	那覇市旭町7	098-862-4120	警
八汐荘	那覇市松尾1-6-1	098-867-1191	公

# 年金カレンダー（共済年金）

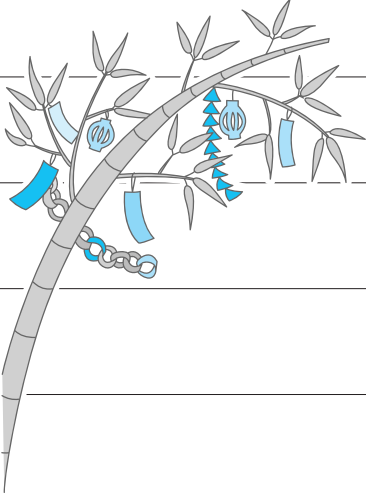
年月	年金支払日	その他
平成23年 6	15日(水) 年金支払日(4・5月分)	
7		
8	15日(月) 年金支払日(6・7月分)	
9		
10	14日(金) 年金支払日(8・9月分)	
11		
12	15日(木) 年金支払日(10・11月分)	

平成24年 1		下旬 「平成23年分 現況届」の送付 ※一部の方のみ(詳しくは5ページをご覧ください) 「平成23年分 源泉徴収票」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため源泉徴収票は送付いたしません。
2	15日(水) 年金支払日(12・1月分)	上旬 「平成23年分 現況届」の提出締切 ※一部の方のみ ☆確定申告(2月16日～3月15日) ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。
3		
4	13日(金) 年金支払日(2・3月分)	
5		
6	15日(金) 年金支払日(4・5月分)	



大阪市北区中之島1-3-20  
 大阪市職員共済組合  
 TEL 06-6208-7547~9

# 年金カレンダー（退隠料・互助年金）

年月	年金支払日	その他
平成23年 6	15日(水) 年金支払日(5・6月分)	
7		
8	15日(月) 年金支払日(7・8月分)	
9		
10	14日(金) 年金支払日(9・10月分)	
11		
12	15日(木) 年金支払日(11・12月分)	

平成24年 1		<p>下旬 「平成23年分 受給権調査届」の送付</p> <p>「平成23年分 源泉徴収票」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p>
2	15日(水) 年金支払日(1・2月分)	<p>上旬 「平成23年分 受給権調査届」の提出締切</p> <p>☆確定申告（2月16日～3月15日） ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。</p>
3		
4	13日(金) 年金支払日(3・4月分)	
5		
6	15日(金) 年金支払日(5・6月分)	

連絡先

大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市総務局（退隠料担当）  
TEL 06-6208-7547~9

大阪市中央区安土町3-1-3 ヴィアーレ大阪内  
大阪市職員互助会（互助年金担当）  
TEL 06-4705-2425~7

# 個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当共済組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当共済組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

## 1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当共済組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

## 2 法令の遵守

当共済組合は、当共済組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

## 3 個人情報の取得と利用

当共済組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

## 4 個人データの第三者提供

当共済組合は、法令に定められている場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

## 5 個人データの管理

当共済組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

## 6 個人データの開示、訂正、利用停止等

当共済組合は、当共済組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

## 7 組織及び体制

当共済組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

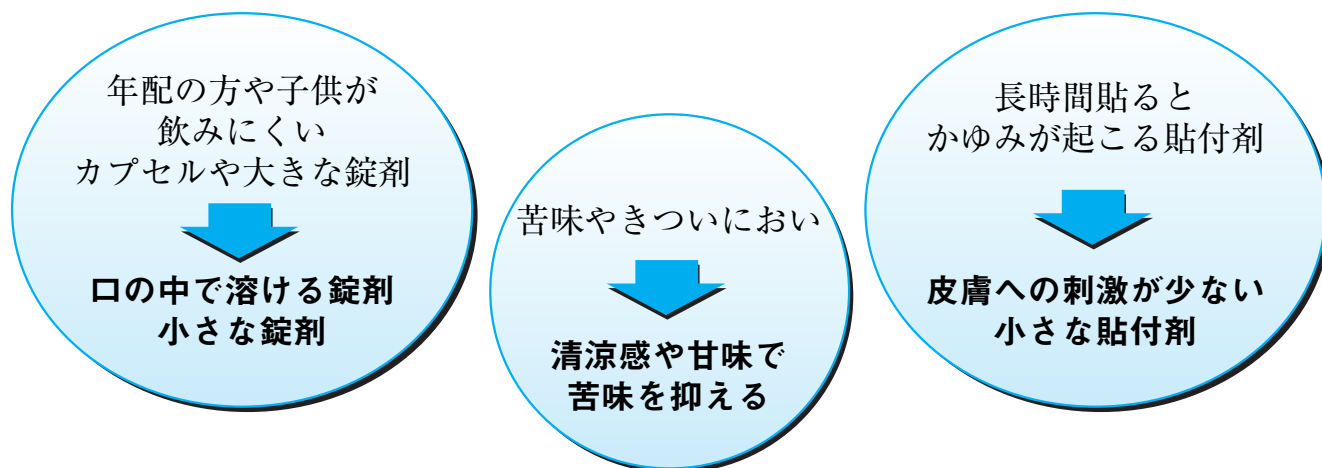
# 家計にやさしいジェネリック医薬品

## ジェネリック医薬品とは

医療機関で処方される薬（医療用医薬品）には、「新薬（先発医薬品）」と、「ジェネリック（後発医薬品）」があります。

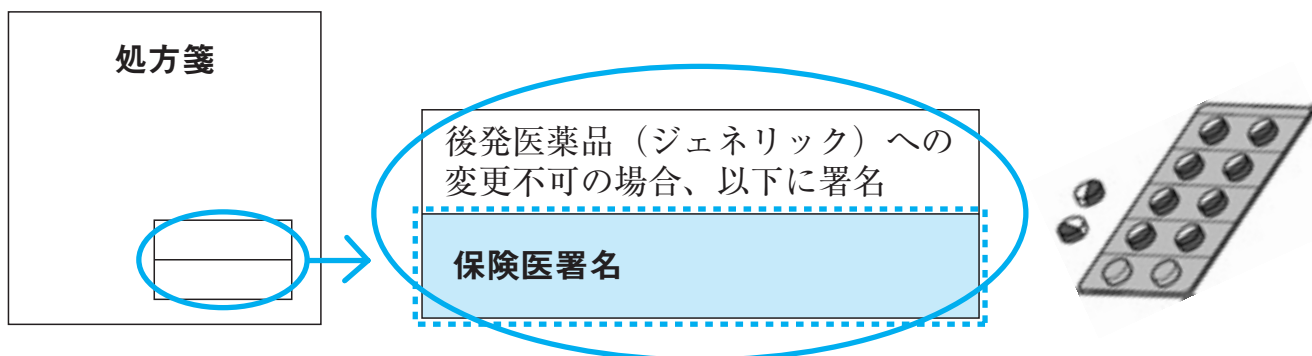
ジェネリック医薬品は、新薬の特許満了後に、**有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が新薬とほぼ同じ医薬品**として新たに厚生労働省の承認のもとに製造・販売されるので、品質的なちがいはありません。

また、次のような工夫がされたジェネリック医薬品もあります。



新薬開発は10～15年かけて数百億もの投資が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の開発は3年ほどと短いため、価格は新薬の約2～7割と安価になっています。

## ジェネリック医薬品を処方してもらうには



ここにサインがなければ、保険調剤薬局でジェネリック医薬品に変更できます。

## 今飲んでいる薬をジェネリック医薬品に変更したら、どれくらい安くなる？

### 代表的な薬をジェネリック医薬品に変更した場合の差額

(一般的な用法・用量・自己負担3割で概算)

病名	服用方法	差額
高血圧症	1日1回、1年間	約3,370円
糖尿病	1日3回、1年間	約10,970円
脂質異常症	1日1回、1年間	約8,360円
アレルギー疾患	1日1回、3か月間	約3,000円
胃潰瘍	1日2回、3か月間	約4,710円
帯状疱疹（ヘルペス）	1日5回、7日間	約1,450円

(参考) ジェネリック医薬品検索-ジェネリックガイド

## ジェネリック医薬品検索サイトを利用しましょう

ジェネリック医薬品  
に変更したら、  
どのくらいお得？

ジェネリック医薬品の  
安全性と有効性は？

いつももらっている薬に  
ジェネリック医薬品は  
あるの？



次のサイトで、ジェネリック医薬品に関する情報を調べたり、ジェネリック医薬品に変更した時の差額を試算することができます。

◆**かんじゃさんの薬箱** <http://www.generic.gr.jp/index.html>

参考

厚生労働省ホームページ

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html>



※先発医薬品からの変更を希望しても、対応するジェネリック医薬品が製造・販売されていない場合もあります。

※薬局に在庫がない場合には、お薬の取り寄せに時間がかかってしまう時もあります。

## 長居植物園（表紙）

長居植物園の大池の北側に約1,000㎡一面にピンクや黄色、白色の花を持つ熱帯スイレンが次々と咲いています。スイレンは、特に午前中が綺麗に咲き、午後からしほみ始めます。5月から9月の長い期間、人々の目を楽しませてくれます。

### 【6月～7月のその他の花情報】

ハス、アジサイ、アメリカデイゴ、キョウチクトウ、フヨウ、ムクゲなど

### 【長居植物園】

電話：06-6696-7117 FAX：06-6696-7405

休園日：毎週月曜日(月曜が休日の場合はその翌日)と年末年始

開園時間：3月～10月 9：30～17：00(入園は16：30まで)

11月～2月 9：30～16：30(入園は16：00まで)

入園料：200円

※中学生以下、大阪市内在住で65歳以上の方・障害者手帳をお持ちの方(証明書提示)は無料

所在地：大阪市東住吉区長居公園1-23

交通：地下鉄「長居」下車3号出口から東へ約800m

JR「長居」下車東出口から東へ約1000m

長居植物園ホームページ：

<http://www.nagai-park.jp/n-syoku/index.html>

退職者だより第40号  
平成23年6月発行

## 大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
(大阪市役所内)

電話：年金給付係

(年金関係) 6208-7547～9

医療給付係

(健康保険・扶養認定) 6208-7591～4

庶務係

(組合員資格等) 6208-7541～2

(掛金等) 6208-7581～2

(住宅貸付等) 6208-7596

(検診等) 6208-7597

URL：<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>